

守成クラブ 高松会場定款

守成クラブ 高松会場規約

(全国組織の異業種交流会)

第1章 総則

(名称)

第1条 当会の名称は、守成クラブ 高松会場という。

(事務局)

第2条 当会の事務局は、世話人会で事務局として選任された会員の事業所に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 今、我々中小企業を取り巻く経済環境は不安定であり、事業を国や行政に期待し頼ることが出来ず、私達の生活基盤である会社を潰さず守り抜く為に、全国の守成クラブ会員一人一人の顧客、人脈を持ち寄り、「商売繁盛」をモットーとし、「事業拡大」を前面に打ち出した仕事バンバンプラザ(集会)の輪を全国に広げる事を目的とする。

(事業)

第4条 当会は、第3条の目的達成のため次の事業を行う。

- (1) 毎月1回の仕事バンバンプラザ(定例会)交流会の開催。
- (2) 会員同士のビジネス交流・経済交流・業務提携・共同事業の促進
- (3) 会員同士の親睦を図る為親睦会の開催(不定期)
- (4) その他、目的を達成する為に必要と思われる事業。

(事業への参加、罰則及び禁止事項)

第5条 参加の出欠は事務局へ必ず、指定日以内に提出しなければならない。

- (1) 例会への参加費用は、一人金6,000円とする。
- (2) 参加届けを出し、当日欠席した時は、参加費の請求書を事務局より送付する。会員は請求書到着後参加費を1週間以内に、下記の口座へ振り込まなければならない。

但し、参加届けを出し当日止むを得ず欠席する者は、例会開催日の3日前までに事務局へ通知した場合に限り受理する。(弔事等不慮の場合は除く)

- (3) ゲスト(社長及びそれに準ずる者)の参加は一回のみとする。
- (4) ゲスト参加で未入会者は、当会で知り得た会員に対してのビジネスのアピール、勧誘、ダイレクトメール等や、個人情報の使用を禁止する。
- (5) ゲストの例会参加申込者の代理出席は認めない。
- (6) 準会員の他会場への参加は認めない。

第3章 会員

(守成クラブ本部制定)

(会員)

第6条 当会の会員は、次の種別とし、会員は当会の定める委員会に全員所属するものとする。

- (1) 準会員・・・入会届けを出し、入会金、年会費を納めた者。(当会場での名刺交換会、当会場での自テーブルで

の資料配付のみ営業活動が許可される)

- (2) 正会員・・・当会に、入会者を1名紹介した者。(営業活動の制限なし)
- (3) ゴールド会員・・・当会に、入会者を10名紹介して且つ在籍者10名した者。
- (4) ダイヤ会員・・・ゴールド会員で、他に1会場を立ち上げるか会員を100名紹介した者。

(入会)

第7条 当会へ、入会する者は次の条件を満たさなければならない。

- (1) 当会員の紹介による推薦。
- (2) 法人、個人商店等の代表者か、決済権のある者又は、当会員の為に必要な人物と認められた者
- (3) 宗教、政治、まち金、風俗、暴力団関係、マルチまがい商法、靈感商法等並びに公序良俗に反する商売の者を勧誘(ゲスト参加及び入会)することは禁止する。
- (4) ネットワークビジネスを禁止する。
- (5) 上記(3)、(4)の項目においてゲスト参加及び入会後に発覚した場合世話人会において確認し、可否を判断し、退会をお願いする。悪質な場合には除名とする。例会受付時に判明した場合は例会参加をお断りする。
- (6) 特定の業種の会員数が増加し、当会の運営に障害を与えるような場合や、その業種の会員の参加メリットが低下したと世話人会にて判断された場合はその業種は入会制限を受ける場合がある。世話人会において総量規制を決定し判断する。
- (7) ゲストの入会申込み後、翌月の例会までに入金が確認された場合のみ準会員とする。次月例会までの間に入金がなき場合は翌月以降の例会は参加できないものとする。

(休会)

第8条 会員は、本部の規約にならい、休会をすることは認められない。すでに拠出した年会費については第12条に定める。復帰の日が、最後に年会費が発生した日より1年以上を経過している場合は新たに年会費を収めることとする。復帰の際は休会時点の会員種別を継承するものとする。

(会員資格喪失)

第9条 会員が次の各号の一つに該当するに至った時は、資格を喪失する。

- (1) 入会金及び年会費を納めない者
- (2) 準会員で正会員になる努力を怠った者
- (3) 退会届を提出した者
- (4) 本人が、死亡した時(後継者が引き継ぐ場合は除く)
- (5) 本人所属の会社が消滅した時
- (6) 当会を除名された時

(退会)

第10条 会員は、当会の代表に退会届を提出し任意に退会することが出来る。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一つに該当するに至ったときは、世話人会を開催し世話人会の過半数の決議により除名する事が出来る。但しこの場合、その会員に対し、決議する前に弁明の機会を与えなければならない。

又、内容によっては全国のクラブに通知する。

- (1) 当規約、及び法令に違反したとき
- (2) 当会の名著を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) 強引な販売手法などビジネスマナーに反する行為による重大なクレームが発生した場合。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、年会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

(胸章)

第13条 会員には本部より、胸章を貸与する。

(1) 胸章は第6条で挙げた会員の種類により、次のように定める。

準会員 緑バッヂ

正会員 赤バッヂ

ゴールド会員 ゴールドバッヂ

ダイヤモンド会員 ダイヤバッヂ

(2) 胸章は事業に参加する時は、必ず着用すること

(3) 第8条、第9条に該当した者は、速やかに事務局へ返還すること。

(4) 紛失した場合は、緑、赤バッヂは500円で購入(ゴールド、ダイヤモンドは別料)することとする。

(5) 退会したときに返還しない者は、緑、赤バッヂで金500円(ゴールド、ダイヤモンドは別)を支払うこととする。

(自社PR 及びブース出店、資料配付)

第14条 会員が定例会において自社PR 又は、ブースに出店を希望する場合は、事前に事務局に申請し許可を受けた正会員(準会員・ゲストは不可)とする。又、会場の全会員に資料配付できるのも正会員のみとする。

ただし、世話人会の承認を得て、準会員の自社PR 及びブース出店を認める場合もある。

(協賛品)

第15条 協賛品を提供したい会員は、事務局に協賛品と数量を申請し定例会の当日持参するものとする。協賛品を提供する者は、ゲスト、準会員、正会員を問わない。

第4章 世話人

(世話人及び定数)

第16条 当会には、所属会場毎に次の役員を置く。

(1) 世話人5名以上

(2) 会計 1名

(3) 世話人の中から代表世話人1名、副代表世話人1名を専任する。

(世話人及び役職の選任)

第17条 世話人は当会正会員の中から役員が選任する。他薦とする。

選考基準

(代表)

代表世話人は、次の要件を満たす者とする

1. 法人格の代表者及び準ずる者
2. 本会場世話人 1年以上の経験者であること
3. 会員の見本的人物で、例会、世話人会、反省会に積極的参加し、90%以上の出席が出来る方。
4. 代表決定は顧問の承認を得なければならない。
5. 代表として他の会場参加が可能な方

(副代表)

代表の補佐役として、次の要件を満たす者とする

1. 法人格の代表者及び準ずる者
2. 本会場世話人1年以上の経験者であること

3. 例会、世話人会、反省会に積極的に参加し、80%以上出席が出来る方
(顧問)

1.チャーターメンバーとして在籍している方、又は会の代表経験者
(会計)

守成クラブ高松会場の会計を任務とし、次の要件を満たす者

1. 法人格の代表者及び準ずる者
2. 本会場世話人1年以上の経験者であること
3. 例会、世話人会、反省会に積極的に参加し、80%以上出席が出来る方

4. 会計関係経験者及び会計知識を持っておられる方
(世話人)

次の要件を満たす者

1. 守成クラブ在籍1年以上の方、
2. 例会、世話人会、反省会に積極的に参加し、80%以上の出席が出来る方
3. 正会員の方

第2章 役員の選出方法

役員選出は、次の方法により選出する

1. 最初に代表世話人の選考を行い、新代表より三役案を提示し選出後
本部の了承後決定

(役員の再任は妨げない)

2. 新役員選出日は、前もって世話人総会の5日前までに各世話人に通知しなければならない。

(世話人選考日程)

世話人(三役以外)の選考日程は、次の要項にする。

1. 毎年10月世話人会において、次期役員案を告知する。
2. 毎年11月世話人会において、決議、決定する。
3. 毎年12月例会において、新役員案を会員に告知する。

第18条 世話人の役割は以下の通りである。

- (1) 代表世話人は、当会を代表し当会の運営を総括し、他会場等との折衝にあたる。
- (2) 副代表世話人は、代表を補佐し代表世話人に事故あるとき又は、欠けたときはその業務を代行する。
- (3) 代表世話人、副代表世話人、事務局長にて三役会を構成し、当会の基本方針の決定、方向性の検討を行う。
- (4) 世話人は、世話人会を構成し、この規約の定め及び世話人会の決議に基づき、当会の運営を遂行する。また、世話人会のもとで、すべての会員が所属するチームを構成し、例会運営を遂行する。
- (5) 世話人会やチームの目的は会員拡大・例会の出席利率の向上であり、年度当初に具体的行動計画を立案し実施する。
- (6) 各チーム持ち回りにて毎月の定例会の設定、運営を行う。又、適宜、世話人会の設定、運営を行う。
- (7) 会計は、次に掲げる業務をおこなう

1. 世話人の業務遂行の状況を確認する。
2. 当会の財産の状況を確認する
3. 前2号の規約による監査の結果、当会の業務または、財産に関し不正の行為又は、法令や規約に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを世話人会に報告すること
4. 前号の報告をする為必要がある場合には、世話人会を招集すること
5. 世話人の業務遂行の状況又は、当会の財産の状況について、世話人に意見を述べ若しくは、世話人会の招集を請求すること

(任期)

第19条 代表の任期は、2年とする。(次期代表候補がない場合など不測の事態は別とする)

世話人の任期は、1年とする。但し再選を妨げない

- (1) 補欠または、増員によって就任した世話人の任期は、前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- (2) 世話人は、辞任又は、任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その業務を行わなければならない

(解任)

第20条 世話人が次の各号の一つに該当するに至ったときは、世話人会の過半数以上の決議によりこれを解任することが出来る。但しこの場合、その世話人に対し、決議する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、業務の遂行に堪えないと認められるとき
- (2) 業務上の義務違反、法令違反その他世話人としてふさわしくない行為が有った時
- (3) 会または会員に対し著しい妨害・損害を生じ、又は生ずるおそれがある時

第5章 世話人会(役員会)

(世話人会)

第21条 世話人は世話人会を開催する。

- (1) 代表世話人は世話人会を招集し、世話人はこれに参加するものとする。
- (2) 世話人会を招集するには、各世話人に対して代表世話人の指示のもと事前に通知する。
- (3) 世話人会は、業務執行その他法令又は、規約に定める事項を決定する。但し、当会の通常の業務の他重要でない事項の決定は、世話人会の過半数以上の決議により代表世話人に委ねる事が出来る。
- (4) 世話人会の決議は、世話人の過半数をもってこれを成す。
- (5) 世話人会欠席の世話人は意見及び決議を代表世話人に申し出て委任するものとする。申し出がない場合委任のあったものとする。
- (6) 世話人会の議長は、代表世話人がこれに当たる。但し、世話人会は、他の世話人を議長に選ぶことが出来る。

(世話人報酬)

第22条 当会の世話人報酬は無報酬とする。但し、必要に応じて世話人会での承認を受け必要金額を払えるものとする。

第6章 事務局

(事務局)

第23条 代表世話人は事務局を若干名選任する。事務局の職務は以下のとおりである。

- (1) 事務局は例会事務、広報事務、会計・決算事務、備品管理を行う。
- (2) 守成クラブ本部との連絡にあたる。
- (3) その他、世話人会にて依頼のあった事項

第7章 会計

(会計の原則)

第24条 当会の会計は、会計原則にしたがって行うものとする

(事務経費)

第25条 当会の事務経費は、通信費・事務消耗品費として当初月額3万円を事務局の所属する会社へ支払う。但し、会員数が拡大し増額の必要が応じたときは、世話人会の過半数以上の決議により社会通念上の代価を支払うことが出来るものとする。

(冠婚葬祭)

第26条 当会及び世話人会名義での冠婚(本人)葬祭(一親等)費は支出する。

(事業の予算及び決算)

第27条 当会の事業に伴う収支予算は、世話人会にて各委員会の事業計画を基に作成し、決算は、事務局が作成し、役員会の決議を得なければ成らない。

(出張費等)

第28条 当会の運営上、当会から依頼があり必要な出張に関しては、出張費を支給する。

第8章 事業年度

(事業年度)

第29条 当会の事業年度は、毎年1月1日に始まり翌年12月31日に終わる

第9章 附則

(細則)

第30条 この規約の施行について必要な細則は、世話人会の過半数の決議を経て代表世話人がこれを定める。

令和2年 月日制定

会員になるには(入会案内)

ゲストとしての体験参加からはじまります。

1. ゲスト体験参加および入会については、紹介者(正会員または準会員)の推薦が必要です。(お近くに紹介者がおられない時には、事務局にご連絡ください。)
2. ゲストとして仕事バンバンプラザにお試し参加いただいた後、入会されますと守成クラブの緑バッジ(準会員)が貸与されます。
3. 準会員がお誘いになったゲスト参加者が、1社以上入会すると正会員となり守成クラブの赤バッジが貸与されます。
4. 正会員になると全国すべての例会会場に自由に参加できます。

守成クラブのお約束ごと

1. 守成クラブは、中小企業の経営者及びそれに準ずる方で構成する1年単位の会員制クラブです。
2. 健全なる会運営のために、業種の制約をさせていただいています。特に非社会的な活動を目的として入会することはできません。(詳細は下記に記載)
3. 仕事バンバンプラザ(例会)へのゲスト参加大歓迎です。但し、ゲスト参加は一度のみと致します。したがって、同一人物の2度目の参加は入会を前提としての参加となります。

4. 守成クラブは、正会員になるとビジネスチャンスが大きく広がりますので、一日も早く正会員になりましょう。

守成クラブ高松会場では公序良俗に反する商売の方は入会できません (高松会場の決め事)

クラブの健全なる運営のために下記の業種については、ゲスト参加並びに入会をご遠慮いただきます。宗教、政治、まち金、風俗、暴力団関係、先物取引業、マルチまがい商法、ブローカー業、ギャンブル、靈感商法等、並びに公序良俗に反する商売の方をお誘い(ゲスト参加及び入会)いただくことは禁止しております。また、上記以外の業種であっても、入会の後において強引な販売手法などビジネスマナーに反する行為を行うことによるクレーム等が発生した場合、クラブ退会処置をいたします。また、内容によっては、全国クラブに公表する場合もございます。会の健全な運営の為、趣旨にご理解を賜りますようお願い申し上げます。

守成クラブ高松会場の仕組み

ゲスト

正会員・準会員の紹介で守成クラブを理解するため、月例会にお試し参加する方の呼び名です。入会の可否については、ゲストのための主旨説明を聴きご自分で判断してください。(事前入会も可)参加費 6,000 円

準会員

本部年会費/28,600 円+入会金/11,000 円(初回のみ)合計 39,600 円を本部にお振込いただくと準会員となります。本部指定口座へ振込ください。

正会員

紹介したって、ゲスト1名が入会(準会員)することにより正会員となり赤バッチが貸与されます。(正会員の更新は、1年単位とし両年会費の更新入金を持って実施されます)

紹介入会準会員数が10名になるとゴールド会員となりゴールドバッチが貸与されます。

守成クラブ 高松会場

(自社 PR およびブース出展)

当会の正会員は、例会において自社 PR およびブース出展をすることができる。この場合、事務局に対し、前に申請をし、事務局の承認を得なければならない。

自社 PR およびブース出展は、正会員である参加申込者本人が行うものとし、代理人(未入会会員)による自社 PR 及びブース出展をすることができない。ただし、守成クラブ会員は、販売の補助をすることができる。当会の例会に参加する他会場の会員は、例会会場の全ての卓にチラシを配布することができる。

一人はみんなのために、みんなは一人のために

守成クラブとは「守りぬいて事業を盛んにする」経営者のネットワークです。仕事バンバンプラザ・守成クラブ高松会場は中小企業経営者の方々の参加をお待ちしております。

自分たちの市場は自分たちで創る。

- 毎回大勢の参加者が集うことは、お互いにビジネスチャンスを広げること。
- 毎回新しい参加者と出会えることは、互いのマーケットが更に広がること。

初めて出逢う多数の経営者と交換した1枚の名刺…。

その名刺からやがてビッグなビジネスチャンスが生まれます。ビジネスは、行動なければ結果も生まれない。

さあ、あなたも経営者として踏み込んでみませんか。

あなたの行動力と決断力をもって守成の扉をあけてください。がんばってる仲間が、がんばるあなたを待っています。

守成クラブとは

単なる異業種交流親睦サロンではありません。

われわれ中小弱企業を取り巻く経済環境は日増しに悪化しているのは周知の通り。それは、中央と地方の格差を広げる潮流でもあります。その激しき流れは、大企業と中小零細企業の格差を更に拡大していることでもあります。

国や行政の予算配分にいつも期待してきた私達、その期待の中にあつたものとは？

- わたしの業界は、法的に守られる……はず
- 地域で生きる私達だから必ず守られる……はず
- 私達は弱者であるから守られる……はず

こう信じてきたのが昨日までの私達でもあるのでしょうか。しかしながら、この期待と願いであるはずの「はず」は、時流の中で押し流されてしまったようです。

このような厳しい時代の中、あなたの興した会社を守ること、引き継いだ企業を守り抜くことを目的にここに守成クラブが誕生しました。

会員同士が力を合わせ互いのマーケットを拡大すると共に、互いの商売繁盛を目指し実利に徹した商談を積極的に行うものです。しかもそのネットワークは、全国に広がっていることも大きな特徴です。

守成クラブ:テーマ

『一人はみんなのために、みんなは一人のために』

守成クラブ:精神スローガン



(注)本フラッグのデザイン及び書体の無断転用を禁じます。ご使用の場合は守成クラブ本部又は守成クラブ高松会場事務局へご一報ください。

いつも誰かが誰かの見込み客をつくっています。

そして「誰かが誰かのお世話をし、誰かが誰かにお世話を返しています。」

結果、あなたは、知らず知らず誰かのお世話になっている。

自らが成功する為には、他人の成功を一身に願いなさい

ジョセフ・マーフィーの著書の中の一節

仲間の成功をひたすら願い、仲間の成長や仲間の笑顔を見たいから！喜ぶ声を聞きたいから！私のがんばるといった人がいます。…そうなんですね！みなさん！守成クラブづくりとは、ここに原点があるのです。自分の繁栄を願うならば、まずは、仲間の成長に手を貸す事、仲間のマーケットづくりに手を貸すこと、会員のみんながその精神をもって行うことが守成クラブ活動です。正に

「一人はみんなのために、みんなは一人のために」

このクラブテーマがイコール守成クラブの基本理念です。